【令和４年６月１日以降版】

弘前市

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

支給対象となる可能性のある世帯（令和4年度）

令和3年度非課税世帯もしくは家計急変世帯に該当し、既に給付金を受給している
→ はい → 支給対象外

↓ いいえ

令和3年度は住民税が課税されていたが、新たに令和4年度に住民税均等割が非課税の世帯となった
→ いいえ → 令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯の全員が「住民税均等割非課税相当」となった
→ いいえ → 支給対象外

↓ はい

令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯の全員が「住民税均等割非課税相当」となった
→ はい → 世帯の全員が、住民税が課税されている方の税法上の扶養家族となっていない
→ いいえ → 支給対象外

↓ はい

世帯の全員が、住民税が課税されている方の税法上の扶養家族となっていない
→ はい → 令和4年6月1日時点で弘前市に住民登録がある
→ はい → 支給対象世帯 1（2）へ

↓ はい

申請時点で弘前市に住民登録がある
→ はい → 支給対象世帯 2へ

※このフローチャートは一般的な事例を想定して作成しています。

支給対象世帯

1　住民税非課税世帯

（1）令和3年度住民税非課税世帯　※対象世帯への確認書の発送・給付は概ね終了しています。

基準日（令和3年12月10日）時点で弘前市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税（令和2年1月～12月の収入をもとに算定）が「均等割非課税」である世帯。

（2）令和4年度住民税非課税世帯　※(1)に当てはまる世帯は除きます。

基準日（令和4年6月1日）時点で弘前市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税（令和3年1月～12月の収入をもとに算定）が「均等割非課税」である世帯。

2　家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症による影響）

申請時点で弘前市に住民登録があり、令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員が「住民税均等割非課税相当」の収入となった世帯。

※上記1、2ともに、世帯の全員が住民税均等割が課税されている方の税法上の扶養を受けている場合は受給できません。
※上記1、2の給付金を重複して受給することはできません。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

1(1)　令和３年度住民税非課税世帯(基準日：令和3年12月10日)

- **対象と思われる世帯には**、給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送し、**給付済みです**。
- 手続き（返送）がお済みでない方は、お早めに**返信してください**。
- 令和3年1月2日から12月９日までの間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、支給対象となることがありますので、福祉総務課臨時特別給付金担当へご相談ください。

1(2)　令和４年度住民税非課税世帯(基準日：令和4年6月1日)

① 世帯の全ての方が、令和３年12月10日以前から弘前市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が**届きます**。

  ※確認書は７月27日から順次発送します。
- 確認書の内容（支給要件、添付資料等）を確認して、**返信してください**。

② 世帯の中に、令和３年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書を送付しますので、必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

以下の場合は福祉総務課　臨時特別給付金担当へご相談ください（①、②共通）
○対象と思われるのに書類が届かない場合
○令和４年１月2日から５月31日までの間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合
○確定申告の修正により住民税均等割が非課税となった場合

2　家計急変世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（**申請期限：令和4年9月30日**）
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に弘前市福祉総務課に直接または郵送にてご提出ください。

《相談窓口を開設しています》
混雑の状況によってはお待たせすることがありますので、事前予約のうえご利用ください。
相談時間：平日9時～16時30分（最終受付16時）

※１　住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和４年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。
（弘前市の場合）住民税非課税となる年間給与収入の目安　単身の場合：93万円以下、扶養家族1人の場合137.8万円以下
※２　新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
0120-526-145
受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

弘前市福祉総務課臨時特別給付金担当
0172-40-0460
受付時間　平日８:３0～17:00